

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第三十八条の五第三号の規定に基づき原子力規制委員会が認めた者を定める告示

平成三十年十一月二十六日 原子力規制委員会告示第十三号

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第三十八条の五第三号の原子力規制委員会が認めた者は、原子力規制庁が実施する特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラムを修了した者とする。